

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	25	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
要望項目名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長（①農林水産業関係）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>農林漁業者及び中小企業者（以下「農林漁業者等」という。）が経営改善設備を取得した場合の以下の特別償却及び税額の特別控除の選択適用制度の適用期限を2年間延長する。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>(1) 対象業種：農業、林業、漁業等</p> <p>(2) 対象事業者：青色申告書を提出する農林漁業者等</p> <p>(3) 対象設備：①建物附属設備（取得価額1台60万円以上） ②器具・備品（取得価額1台30万円以上）</p> <p>(4) 特例内容：取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用</p>		
関係条文	<p>租税特別措置法第42条の12の3、第68条の15の4</p> <p>地方税法第23条第1項第3号、第72条の23の第1項、第292条第1項第3号</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - (▲ 540) [平年度] - (▲ 540)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>消費税率の引上げ、新型コロナウイルス感染症の影響による農林漁業者等の経営への悪影響を最小限に抑え、地域経済において基礎的かつ重要な役割を担っている農林漁業者等の経営の安定と活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国の農林水産業は、従事者の減少・高齢化等、危機的な状況にあり、安全で安心な農林水産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を維持し、地域の活性化を図ることが急務となっている。</p> <p>また、農林水産業は、地域経済において基礎的かつ重要な役割を担っていることから、その活性化は地域経済の活性化と雇用を支える産業として重要である。</p> <p>このような中、令和元年10月に資材の消費税率が引上げられ、さらに新型コロナウイルス感染症の影響による農林水産物の売上減少などにより、農林漁業者等の経営状況は、一層厳しくなっており、農林漁業者等の生産規模の縮小、廃業の増加、雇用の縮小等によって、地域経済の活性化、雇用の確保に大きな影響を与えるおそれがある。</p> <p>このため、消費税率の引上げ、新型コロナウイルス感染症の影響等を克服するため業務改善等に向けた設備やシステムの導入を図り農林漁業者等の経営の安定と活性化を図ることが必要である。</p> <p>(参考)</p> <p>○社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（平成24年3月30日閣議決定）</p> <p>・中小企業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p> <p>○消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（中間整理の具体化）」（平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部決定）</p>		
	ページ	25—1	

	<p>V. 税制上・予算上の措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。○「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の変更について（令和2年4月20日閣議決定）第1章 経済の現状認識と本経済対策の考え方 <p>II 経済対策の考え方</p> <p><2つのフェーズ></p> <p>本経済対策は、（中略）投資の喚起の両面から変転攻勢策を講ずる段階である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>特になし</p>
<p>ページ</p>	<p>25—2</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 林業の持続的かつ健全な発展 林産物の供給及び利用の確保 漁業経営の安定</p>												
	政策の達成目標	消費税率の引上げ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農林水産業の業務改善等に向けた設備やシステムの導入を図り、農林漁業者等の経営の安定と活性化を図る。												
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年間）												
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ												
	政策目標の達成状況	消費税率の引上げ、新型コロナウイルス感染症の影響により農林漁業者等の経営状況が一層厳しくなっている中で、農林漁業者等の経営の安定と活性化を図るため、引き続き本税制により設備投資の促進を図る必要がある。												
有効性	要望の措置の適用見込み	<p style="text-align: center;">（単位：件、百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">2年度（推計）</th> <th style="width: 25%;">3年度（推計）</th> <th style="width: 25%;">4年度（推計）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td style="text-align: center;">63</td> <td style="text-align: center;">63</td> <td style="text-align: center;">63</td> </tr> <tr> <td>減収見込額</td> <td style="text-align: center;">3.3</td> <td style="text-align: center;">4.7</td> <td style="text-align: center;">5.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農林水産省調べ</p>	区分	2年度（推計）	3年度（推計）	4年度（推計）	適用件数	63	63	63	減収見込額	3.3	4.7	5.8
	区分	2年度（推計）	3年度（推計）	4年度（推計）										
適用件数	63	63	63											
減収見込額	3.3	4.7	5.8											
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置により、農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進され、農林漁業者等の経営の安定と活性化が期待される。													
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>中小企業者等が利用できる他の設備投資促進税制としては、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制がある。前者は、主として機械装置等の投資促進を目的としており、後者は、中小企業経営強化法における「経営向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合により効果の高い措置（即時償却等）を利用できる税制となっている。</p> <p>これに対して、本税制は、農林漁業者等の経営の安定・活性化を目的としている。</p>												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—												

<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>本特例措置は、消費税率引上げ、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営環境にある農林漁業者等を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。 また、設備投資に当たり、認定経営革新等支援機関等から経営改善指導及び助言を受けることを本特例措置の要件としており、対象設備は建物附属設備と器具・備品に限定していることから、政策目的の実現手段として有効なものとなっている</p>																				
<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p style="text-align: center;">単位：件、百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">29年度 (実績)</th> <th style="width: 25%;">30年度 (実績)</th> <th style="width: 25%;">元年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td style="text-align: center;">66</td> <td style="text-align: center;">66</td> <td style="text-align: center;">63</td> </tr> <tr> <td>減収見込額</td> <td style="text-align: center;">4.0</td> <td style="text-align: center;">4.3</td> <td style="text-align: center;">3.3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※農林水産省調べ</p>	区分	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (実績)	適用件数	66	66	63	減収見込額	4.0	4.3	3.3								
区分	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (実績)																		
適用件数	66	66	63																		
減収見込額	4.0	4.3	3.3																		
<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>【平成30年度】</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">(道府県民税)</td> <td style="width: 20%;">特別償却</td> <td style="width: 20%;">約0.6億円</td> <td style="width: 20%;">税額控除</td> <td style="width: 20%;">約0.6億円</td> </tr> <tr> <td>(事業税)</td> <td>特別償却</td> <td>約4.7億円</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(市町村民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約1.7億円</td> <td>税額控除</td> <td>約1.8億円</td> </tr> <tr> <td>(地方法人特別税)</td> <td>特別償却</td> <td>約2.0億円</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> </table>	(道府県民税)	特別償却	約0.6億円	税額控除	約0.6億円	(事業税)	特別償却	約4.7億円	税額控除	—	(市町村民税)	特別償却	約1.7億円	税額控除	約1.8億円	(地方法人特別税)	特別償却	約2.0億円	税額控除	—
(道府県民税)	特別償却	約0.6億円	税額控除	約0.6億円																	
(事業税)	特別償却	約4.7億円	税額控除	—																	
(市町村民税)	特別償却	約1.7億円	税額控除	約1.8億円																	
(地方法人特別税)	特別償却	約2.0億円	税額控除	—																	
<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>	<p>本特例措置により、農林漁業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進され農林水産業者等の経営の安定化・活性化が期待される。</p>																				
<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>平成31年10月に予定されている消費税の引上げに伴う事務負担の増加や消費税引上げ前の駆け込み需要と引き上げ後の反動での需要減少などの状況が考えられる中で、消費税の税率引上げに伴う価格の上昇について消費者の納得感が得られるよう、農林水産業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新を支援するとともに、値札張り替えなどの事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入を支援することにより、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備し、消費税率引上げに伴う影響への対応を行う。</p>																				
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>農林漁業者等において農林水産物の品質向上に資する設備が導入されてはいるが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響による先行きの不透明であるため、設備投資の動向は不安定な状況である。</p>																				
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成25年度 創設 平成27年度 2年間の延長（平成29年3月迄適用期間の延長） 平成29年度 2年間の延長（平成31年3月迄適用期間の延長） 平成31年度 2年間の延長（経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けることを適用条件に加えた上、令和3年3月迄適用期間の延長）</p>																				